
プロジェクト **金利指標改革に起因する会計上の論点**

項目 **IBOR 改革と財務報告への影響**

I. 本資料の目的

1. IASB は、IBOR¹改革が財務報告に与える影響に対応するために、IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)) 及び IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」(以下「IAS 第 39 号」という。)) を修正する公開草案を公表予定である。公開草案のコメント期間が 45 日間と通常より短いことが予想されるため、本資料では、「IBOR 改革と財務報告への影響」に関する IASB の議論の状況を紹介するものである。

II. IASB の議論の状況

2018 年 12 月のボード会議における暫定決定

2. IASB は、2018 年 12 月開催のボード会議において、IBOR 改革に伴う不確実性が財務報告に与える影響が広範で重要である等の認識から、以下の暫定決定を行った。
 - (1) 本プロジェクトを会計基準設定プログラムに追加すること
 - (2) IBOR 改革前の期間をフェーズ 1、IBOR 改革後の期間をフェーズ 2 とし、当面はフェーズ 1 で発生する会計上の論点に対応することとし、フェーズ 2 で発生する論点は引き続き状況のモニタリングを続け、より詳細な情報を入手できた時点で、IBOR 改革の財務報告に与える潜在的な影響を評価すること
3. フェーズ 1 及びフェーズ 2 で生じ得る会計上の論点として以下が挙げられている。

フェーズ 1 で生じ得る論点

ヘッジ会計の分野において、フォワード・ルッキングな分析を必要とする項目について、参照金利の変更の前に既存のヘッジ関係に影響を与える可能性がある。具体的には、以下の点について、ヘッジ会計の継続の論点が生じる。

- (1) キャッシュ・フロー・ヘッジにおける予定取引について、「発生する可能性が高い」という要求事項

¹ LIBOR、EURIBOR、TIBOR などのインターバンク市場における調達金利の総称である。

- (2) ヘッジ対象とヘッジ手段が将来に向かって相殺し合う「経済的関係を有する」という要求事項

フェーズ2で生じ得る論点

実際に IBOR 金利から後継金利とされているリスク・フリー・レート（以下「RFR」という。）に移行することによって生じる会計上の論点は主に以下のとおりであるとされている。

- (1) 金融商品の条件が修正された場合に、金融商品の認識の中止に該当するか否かという論点
- (2) フェーズ1以外のヘッジ会計に関する論点
 - ① ヘッジ対象及びヘッジ対象リスクの変更
 - ② ヘッジ対象に指定した契約上明示されていないリスク要素

2019年2月のボード会議における暫定決定

4. 2019年2月のボード会議では、上記の2018年12月のボード会議での暫定決定を受け、IBOR改革前に影響を及ぼし得るフェーズ1に関する論点にのみ焦点をあて、以下の暫定決定を行った。
- (1) IFRS第9号及びIAS第39号を修正し、IBOR改革による不確実性が「可能性の非常に高い」という要求事項に与える影響に関する救済措置を図る。
 - (2) IFRS第9号及びIAS第39号を修正し、IBOR改革による不確実性が「将来に向かっての評価²」に与える影響に関する救済措置を図る。
 - (3) 独立に識別可能でないリスク要素の指定について救済措置を図るようなIFRS第9号及びIAS第39号のヘッジ会計のモデルは修正しない。
 - (4) 企業は提案されている救済措置について、以下のいずれか早い方が発生したときに適用を停止しなければならない。
 - ① 指定されたIBORを参照している金融商品が契約上、後継金利であるRFRに修正されたとき

² IASBのアジェンダ・ペーパーではIFRS第9号6.4.1(c)(i)（経済的関係の存在）及びIAS第39号AG105(a)（ヘッジが有効であることが見込まれること）を合わせて「将来にわたっての評価」と称している。

② ヘッジ関係が終了したとき

また、企業は RFR が独立に識別可能となった後に指定されたヘッジ関係に対しては当該救済措置を適用してはならない。

(5) 企業は、救済措置を適用している範囲について特定の開示をする必要がある。

(6) 企業は、提案されている修正を遡及的に適用しなければならない。適用日は 2020 年 1 月 1 日であり、早期適用は認められる。

(「可能性の非常に高い (highly probable)」という要求事項)

5. IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号は、予想されるキャッシュ・フローの発生可能性がもはや非常に高くなければ、ヘッジ会計の中止となることを示している。しかし、IBOR 改革は市場全体のベンチマーク RFR の改革の結果であり、さらに、G20 の要請により金融安定理事会 (FSB) が、ベンチマークがより頑健となり、市場参加者に適切に利用してもらうことを意図して取り組んでいるものである。このような IBOR 改革による大きな変化によりヘッジ会計を中止することは、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号を開発していた際に想定していたものではない。
6. したがって、IBOR 改革の不確実性が可能性の非常に高いという要求事項に与える影響に対する救済措置として、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号を修正し、予定取引の発生可能性を評価するにあたって、企業は既存の契約条件のみを検討するべきであり、IBOR 改革に伴う契約条件の変更の可能性は考慮するべきではないことが暫定決定された。
7. また、IBOR 改革以外の理由で過去にヘッジの中止となり、当該金額がキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金として認識されたままとなっているヘッジ関係にも、当該救済措置は適用されるべきである。これにより、ヘッジされた将来キャッシュ・フローが損益に影響を与えるときと同一の期間にキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を損益に振り替えることが可能となる。

(将来に向かっての評価)

8. 同様に、IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号を修正して、IBOR 改革による不確実性が将来に向かっての評価に与える影響を救済する必要があるとされた。企業は、後継金利の RFR に契約が置き換わるまでは、ヘッジ手段及びヘッジ対象の既存の契約条件のみを考慮して、IFRS 第 9 号の経済的關係や IAS 第 39 号の高い有効性の検討を行うべきだとしている。

(独立に識別可能でないリスク要素)

9. IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号は、ヘッジ対象として特定のリスク要素を指定することを認めている。この場合、対象となるリスク要素が独立に識別可能であることが求められるが、IBOR 改革に伴う不確実性が当該要件に影響を与えるかどうかを検討された。
10. IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号を修正し救済措置を図ることは、構成要素がヘッジ指定時に独立して識別可能でなくとも IBOR 及び RFR を契約上明示されていない特定のリスク要素として指定することを許容するということになる。
11. 議論の結果、主に以下の理由によりこのような救済措置は行わない旨が暫定決定された。
 - (1) 独立に識別可能という要求事項は、ヘッジ関係の最初に満たしていればよく、継続的な評価は求められないことから、既存の契約については影響がないこと
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象を独立に測定して、両者の間の損益を相殺するというヘッジ会計の基本的な考え方に反すること
 - (3) 独立に識別可能でないリスク要素をヘッジ対象として認めることは、その後の会計処理を困難にすること

(救済措置の適用の停止)

12. 救済措置の適用の停止については、より具体的な議論が必要とされ、3 月のボード会議でも引き続き議論が行われることとされた（後述第 20 項から第 22 項）。

(開示)

13. この開示の目的は、財務諸表の利用者に企業がどの程度救済措置を適用しているかについての情報を提供することにある。
14. IFRS 第 7 号「金融商品：開示（以下「IFRS 第 7 号」という。）は、ヘッジ会計に関する特定の開示を要求している。救済措置を適用している企業は、これらの開示の一部として救済措置を適用している対象を開示することが考えられる。
 - (1) 公正価値ヘッジ又はキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段について³
 - ① 帳簿価額
 - ② 名目金額

³ IFRS 第 7 号 24A 項と整合する。

- ③ 当期のヘッジ非有効部分を認識する基礎として用いたヘッジ手段の公正価値の変動
- (2) 公正価値のヘッジ対象について⁴
- ① 帳簿価額
 - ② ヘッジ対象に係る公正価値ヘッジ調整の累計額
 - ③ ヘッジ対象を含んでいる財政状態計算書の表示科目
 - ④ 当期のヘッジ非有効部分を認識する基礎として用いたヘッジ対象の価値の変動
- (3) キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ対象⁵
- ① キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の残高及び損益に振り替えた額
 - ② 当期のヘッジの非有効部分を認識する基礎として用いたヘッジ対象の価値の変動

(救済措置の適用にあたっての留意事項)

15. 救済措置を適用するにあたっての留意事項として以下の点が強調されている。
- (1) 救済措置はヘッジ手段及びヘッジ対象のいずれの測定にも影響を与えない。なぜなら、将来にわたっての評価はヘッジの実際の結果を変えるものではないからである。また、企業は引き続き非有効部分の測定をヘッジ関係がある期間にわたり行わなければならない。
 - (2) 救済措置は、IBOR 改革の不確実性に起因する場合に限られる。したがって金利リスクヘッジのみが対象である。

2019年3月のボード会議における暫定決定

16. 2019年3月のボード会議では、上記の2019年2月のボード会議でより詳細な議論が必要とされた点について、以下の暫定決定を行った。
- (1) 企業は提案された救済措置を強制適用しなければならない。
 - (2) 救済措置の適用の停止を以下のいずれか早いときとする。

⁴ IFRS 第7号24B項(a)と整合する。

⁵ IFRS 第7号24B項(b)と整合する。

- ① キャッシュ・フローのタイミング及び金額の不確実性がなくなったとき
- ② ヘッジ関係が終了したとき

(救済措置の強制適用)

17. IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号では、ヘッジ会計の適用は強制ではない。適用要件が満たされた場合にヘッジ会計は任意で適用できるものである。IBOR 改革に伴う不確実性に伴う救済措置を提供するために IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正を行う場合、ヘッジ会計を適用している企業にとって、救済措置は強制か任意かという論点が生じる。
18. ボード会議では以下の 3 つのアプローチが検討されたが、スタッフ提案どおりアプローチ C が暫定決定された。
 - (1) アプローチ A : ヘッジ関係ごとに任意で適用する
 - (2) アプローチ B : すべてのヘッジ関係に任意で適用する
 - (3) アプローチ C : すべてのヘッジ関係に強制適用する
19. アプローチ C が暫定決定された理由としては、ヘッジ会計の適用自体は任意だが、一度ヘッジ会計の適用を選択した企業は厳密な会計処理が求められること、また、救済措置を任意で適用しないことはヘッジ会計の中止となり、恣意的な損益の調整につながる懸念があることが挙げられている。

(救済措置の終了)

20. 2019 年 2 月のボード会議では、救済措置の終了についての暫定決定が行われたが、関連する契約の修正が行われたとしても、キャッシュ・フローの性質やタイミングの不確実性は残る可能性があるのではないかという疑問が出ていた。
21. すなわち、企業が契約書を修正して IBOR 改革がそのような契約に与える影響について明記する（いわゆるフォールバック条項）ことは可能だと認識しているが、フォールバック条項の存在だけでは指定されたキャッシュ・フローの性質やタイミングの不確実性はなくなると考えられる。例えば、フォールバック条項を挿入したとしても、IBOR から RFR に置き換わることによるキャッシュ・フローは不確実なままである。IBOR は異なる期間（1 か月、3 か月、6 か月及び 12 か月がもっとも契約上利用される期間である）で利用可能だが、RFR は原則としてオーバーナイト金利であり、RFR を基礎とした将来の期間の金利については合意がなされていない。このようにフォールバック条項は、RFR はオーバーナイトなのかターム金利なのか明らかではない。

22. IASB はキャッシュ・フローに関する不確実性がいつ消失するのかという観点から検討を行い、その発生時期の不確実性と金額の不確実性に着目した。その結果、救済措置の適用の停止を以下のいずれか早いときと暫定決定した。

- (1) キャッシュ・フローのタイミング及び金額の不確実性がなくなったとき
- (2) ヘッジ関係が終了したとき

IASB の今後のスケジュール

23. IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正に関する今後のスケジュールは以下のとおりとされている。

2019 年 5 月	公開草案の公表
2019 年 6 月／7 月	コメント期間（45 日間を想定）の終了
2019 年 9 月／10 月	ボードにおける再検討
2019 年 11 月／12 月	最終公表

ディスカッション・ポイント

IBOR 改革に伴う IASB の議論について、ご質問又はご意見を頂きたい。

以 上